

藤岡中学校 いじめ防止基本方針

【 総 論 】

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許さない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。また、その基本方針を学校だよりや学校HP、学年PTA、PTA総会等を利用して積極的に公表する。

3 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人一人が、意欲を持って学校の様々な教育活動に取り組み、達成感や所属感を感じられるよう、「学業指導」の充実に取り組む。
- 生徒一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させることが大切であることから、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」の育成に力を入れる。そのために、生徒会を中心とした「いじめ根絶集会」を実施するなど、自ら解決を図れるような指導を計画的に実践する。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- 学校として、特に配慮が必要な生徒（障がいのある〔発達障がいを含む〕生徒、海外から帰国した生徒、外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つ生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、東日本大震災等により被災した生徒、原子力発電所事故により避難している生徒）については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携や周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

4 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、それとは判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識することが大切である。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さず、早い段階から的確に関わりを持つ。いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく、速やかに「いじめ対策委員会」において対策を図る。
- 日頃から生徒との信頼関係を深めるなどし、生徒がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃から保護者との信頼関係を深めるなどし、保護者との情報共有に努める。

- 生徒や保護者からのいじめの相談・通報の第一の窓口は担任、外部からの情報については生徒指導主事とすることを家庭や地域に周知するとともに、生徒からの相談に対しては迅速かつ丁寧に対応する。

5 いじめへの対応について

- いじめの事実を把握した場合、詳細を確認した上で、いじめられた生徒・いじめた生徒双方の保護者に速やかに連絡する。
- いじめられている生徒と保護者の立場に立った対応を常に心掛けて行う。
- いじめられている生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するように努める。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、少なくとも3か月はいじめが止んでいる状態が継続していることや、いじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないと誰もが認めるまでは、共通理解の下、組織的かつ継続的な対応をする。
- いじめられた生徒及びいじめた生徒については、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。さらに、いじめた生徒には行為の善悪をしっかりと理解させて反省を促し、二度といじめが起きないように指導に力を入れる。
- 保護者に対しては、学校組織としてしっかり説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組めるよう努める。

6 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ対策委員会を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行う。いじめが疑われる事態を把握した際には、いじめが解消されるまで、いじめられている生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、本委員会において、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行うとともに、学校評価において目標の達成状況を評価し、その結果を踏まえて、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図る。

藤岡中学校 いじめ防止基本方針

【各論】

1 いじめのない学校づくりに向けて

全ての教職員が、「いじめは絶対に許さない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

(1) いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人一人が、意欲を持って学校の様々な教育活動に取り組めるよう、「学業指導」の充実に取り組む。
- 生徒一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践する。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識する。
- 生徒の声に耳を傾け、生徒の行動を注視し、生徒の些細な変化を見逃さないようにする。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して抱え込むことなく、組織的な対策を図る。
- 日頃から生徒との信頼関係を深め、生徒がいじめを相談しやすい体制を整える。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努める。
- 生徒や保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にする。

(3) いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒と保護者の立場に立った対応を常に行う。
- いじめられている生徒を徹底的に守り通す。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的な対応を図る。
- いじめた生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに、反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導する。
- 保護者に対しては、学校組織としてしっかり説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向けて取り組めるよう努める。

(4) 本方針の見直しについて

- 本方針については、いじめへの取組がより実効性のあるものになるよう、教職員、保護者、生徒等による点検に基づき、定期的に見直しを行うなど、改善を図る。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会、いじめ認知時の対応に係る委員会）を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の解決に向け、組織的に対応する。

また、本委員会において、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校いじめ防止基本方針を始めとした学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図る。

(1) いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）【定期開催】

① 委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、学級担任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、人権教育主任、学習指導主任、スクールカウンセラー 等

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 要配慮生徒への支援方針決定

イ 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・ 情報交換による児童生徒の状況の共有

(2) いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）【随時開催】

① 委員

教頭、学年主任、学級担任、生徒指導主事、養護教諭、教育相談担当、その他関係の深い教職員 等

② 実施する取組

ア 事実関係の把握

- ・ アンケート調査、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等からいじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・ 関係のある生徒への事実関係の聴取や緊急アンケートの実施等により、組織的調査を迅速に行う。

<いじめ問題対応の流れ>

(1) いじめ問題発見

① いじめ問題発見

- ◆ 保護者からの訴え
- ◆ 本人からの訴え
- ◆ 周りの生徒からの報告
- ◆ 教師の発見

(2) すぐに対応する (担任・関係職員)

① 事実を把握し、報告する。

- ◆ 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教務主任 → 教頭 → 校長

② 共通理解し、対応について協議する。

- ◆ いじめ対策委員会で検討する。(全職員)

③ 必要に応じて関係機関(市教委等)との連携を図る。(教頭・校長)

(3) 被害生徒・加害生徒への指導 (担任・学年主任・生徒指導主事)

① 状況により、学級、学年、全体での指導を進める。

(4) 保護者への対応 (担任・学年主任・生徒指導主事・教務・教頭・校長)

① 被害生徒の保護者へ

- ◆ 実状とこれまでの指導の経過や今後の対応について説明し、理解と協力を依頼する。

② 加害生徒の保護者へ

- ◆ 実状を説明し、今後の対応について理解と協力を依頼する。

(5) 生徒への指導の継続

① 状況によってはPTA等にも説明し、協力を依頼する。

② 指導を継続し、随時指導の経過を報告する。

- ◆ 解決が長引く場合があるので、随時観察指導をする。
- ◆ 関係機関へ定期的に報告する。
- ◆ 保護者には、状況に応じてこまめに報告する。

③ 事態が改善されない場合には、再度対応策を検討し、対応する。

(6) 解消

① 各種の状況を基に対策委員会で検討し、校長が判断する。

3 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止めて毎日の教育活動を行うとともに、いじめの問題解決に向け、組織的に対応する。

(1) いじめの未然防止対策

① 教職員のいじめに対する意識の高揚及び指導力の向上

- いじめに関する全教職員対象の校内研修会を年1回以上実施する。
- いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

② 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

- いじめに関する校内体制のチェックを年1回以上実施し、速やかにチェックに基づいた改善を図る。

③ いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

- 道徳教育、特別活動、人権教育など、様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学級づくりに向けた指導を位置付けて、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学業指導の充実

- ・ 「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ・ 「自信を持たせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

- ・ 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する。
- ・ 「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人としてしてはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

ウ 特別活動の充実

- ・ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・ 生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験学習や宿泊体験学習など、様々な体験活動の充実を図る。
- ・ 生徒会活動において、校内でいじめ根絶を呼び掛ける運動や、生徒同士で悩みを相談し合う環境づくりなど、生徒の主体的な活動を推進する。

エ 「人権が守られた学校づくり」の推進

- ・ 生徒一人一人が自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通してしっかり指導する。
- ・ 自らの言動が生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・ いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心掛けるとともに、自分たちでいじめ問題を解決できる力を育成する。

④ 保護者・地域との連携

- P T Aと協力して、保護者を対象とした「いじめ防止教室」等を実施し、「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめ問題について保護者と共に学ぶ機会を設定する。
- 学校のホームページ等を通して、保護者や地域に対し、「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

⑤ ネットいじめへの対応

- インターネットや携帯電話、スマートフォン等の危険性を周知し、「携帯電話」は持たせない指導を行い、保護者の協力を得る。
- 教科（技術・家庭科）や領域（道徳、学級活動）を活用し、生徒一人一人に対して、情報機器（ゲーム機を含む）の持つ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報やむやみに掲載しない指導を徹底する。
 - イ SNSやアプリなどによるインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
 - ウ 有害サイトにアクセスさせない指導を徹底する。
 - エ 学校から貸与されるタブレットの使用法や使用時のきまりをしっかりと指導する。
- 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、P T Aと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

(2) 早期発見に関する対応

① いじめを相談しやすい体制づくり

- 生徒、保護者からのいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。
- いじめに悩んだときの相談方法について、リーフレット等を作成配布し、周知する。

② 情報交換による共有

- 毎週1回「生徒指導部会」を設定し、気になる生徒の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。

③ アンケートの実施

- 生徒が安心していじめを訴えられるような、いじめの実態を把握するための調査を工夫し、定期的及び随時実施することにより、早期発見に役立てていく。

④ 教育相談の充実

- 教育相談週間を、学期に一度設定する。【計画相談】
- 生徒が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、生徒が安心して学校生活を送れるように配慮する。【随時相談】
- 学校における教育相談について、保護者にも十分理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。
- S Cの活用について、保護者へ情報提供をする。

(3) 早期解決に向けた対応

- ① いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）による調査
 - いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、関係のある生徒への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際、必要に応じて教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携を取る。
- ② 保護者への報告
 - いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを行った生徒の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
 - 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ③ いじめられている生徒及び保護者への支援
 - いじめられた生徒や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
 - いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
 - いじめを解決する方法については、いじめられた生徒及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- ④ いじめた生徒への指導及び保護者への助言
 - いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
 - いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該生徒が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
 - いじめた生徒が十分反省し、行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。
- ⑤ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働き掛け
 - いじめの問題について話し合わせるなど、生徒全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
 - はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
 - いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ⑥ ネットいじめへの対応
 - ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら、当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
 - 生徒の生命や身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑦ 警察との連携
 - いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

⑧ 重大事態への対応

- 学校が「いじめ防止対策推進法第28条」により、当該事案が重大事態と判断した場合には、以下のとおり対応する。
 - ア 教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄の警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
 - イ 当該いじめの対処については、教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織を挙げて行う。
 - ウ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。
 - エ いじめを受けた生徒やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
 - オ 当該生徒及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
 - カ いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

【いじめ防止に関する年間指導計画】

月	活 動 内 容
4	○ 保護者への「藤岡中学校いじめ防止基本方針」の周知（P T A総会時等） ○ 教育相談、スクールカウンセラー活用事業に関する通知等の配付
5	○ いじめ防止のための調査 ○ 生徒へのいじめ防止の啓発（生徒総会時）
6	○ 保護者面談時、保護者に「人権啓発リーフレット」を配付 ○ チャンス相談 ○ いじめアンケートの実施
7	○ いじめ防止のための調査
8	○ いじめ防止に関するチェック（全職員）
9	○ 第3学年P T Aでの啓発
10	○ いじめ防止のための調査 ○ 第1学年P T Aでの啓発
11	○ 三者面談 ○ いじめアンケートの実施
12	○ 第2学年P T Aでの啓発（ネットトラブル防止講話） ○ 入学説明会での周知・啓発 ○ 校内人権集会 ○ いじめ防止のための調査 ○ いじめ防止に関するチェック（全職員）
1	○ 教育相談（3年生）
2	○ いじめ防止のための調査 ○ 教育相談（1・2年生）
3	○ 小中情報交換会